

名古屋市上下水道局告示第4号

指定公金事務取扱者への工業用水道料金及び下水道使用料の徴収
事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき工業用水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和8年3月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
 - (1) 名古屋市工業用水道給水条例（昭和35年名古屋市条例第21号。以下「工水条例」という。）第17条に定める料金
 - (2) 名古屋市及び工水条例第2条に規定する区域における公共下水道の使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年3月16日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年3月16日

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(地方公営企業法第33条の2の規定に基づく工業用水道メータ検針事務の委託についての廃止)
- 2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく工業用水道メータ検針事務の委託について（平成12年名古屋市上下水道局告示11号）は、廃止する。